



鳥取県公報

平成 24 年 10 月 2 日 (火)
第 8 4 3 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (670・671) (経済通商総室) 2 保安林の指定の解除予定 (3 件) (672～674) (森林・林業総室) 4 港湾区域内の船舶の撤去 (675) (空港港湾課) 5 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2 件) (676・677) (東部総合事務所県民局) 5 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (678) (東部総合事務所福祉保健局) 7 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (679) (〃) 7 清算法人勝谷土地改良区の清算人の就任 (680) (東部総合事務所農林局) 7 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (681) (西部総合事務所県民局) 8 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (682) (〃) 8 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (683) (西部総合事務所福祉保健局) 9
-------	--

告 示

鳥取県告示第670号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルイ両三柳店
米子市両三柳58-2外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15
株式会社ライフオート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15
変更後 株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15
株式会社ライフオート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市一方228
株式会社ランディーズ 代表取締役 小林 新一 岡山県津山市一方228
有限会社男山 代表取締役 吉田 育史 米子市両三柳58-2
変更後 株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15
株式会社ランディーズ 代表取締役 小林 新一 岡山県津山市戸島893-15
有限会社男山 代表取締役 吉田 育史 米子市両三柳58-2
株式会社ライフオート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9
- 4 変更年月日
 - (1) 3(1)及び3(2)中の小売業者を加える部分 平成24年8月30日
 - (2) 3(2)中の既存小売業者の住所を変更する部分 平成20年5月21日
- 5 変更する理由
設置者及び小売業者の増並びに既存小売業者の住所変更があったため
- 6 届出年月日
平成24年8月31日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成24年10月2日から4月間
- 9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

鳥取県告示第671号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルイ両三柳店
米子市両三柳58-2外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15
株式会社ライフオート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 1,909平方メートル
変更後 3,176平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
(ア) 位置 7の書類に記載のとおり
(イ) 収容台数 変更前 163台
変更後 212台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
(ア) 位置 7の書類に記載のとおり
(イ) 収容台数 変更前 10台
変更後 20台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
(ア) 位置 7の書類に記載のとおり
(イ) 面積 変更前 66平方メートル
変更後 174平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(ア) 位置 7の書類に記載のとおり
(イ) 容量 変更前 46.1立方メートル
変更後 58.04立方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 変更前 3か所
変更後 7か所

イ 位置 7 の書類に記載のとおり

4 変更年月日

平成25年 4 月30日

5 変更する理由

隣接既存店と一体化して来客利便性の向上を図るため

6 届出年月日

平成24年 8 月31日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

8 縦覧に供する期間

平成24年10月 2 日から 4 月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第672号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年10月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字木谷838の 4、838の 6、838の 8 から838の12まで

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第673号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年10月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字木谷838の17から838の22まで

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第674号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字御机字木谷838の17
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第675号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定に違反して米子港港湾区域内に放置されている船舶を同法第56条の4第2項前段の規定により撤去するので、同項後段の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 船舶の所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者は、平成24年10月16日までに当該船舶を米子港港湾区域内から撤去すること。

名称又は種類	漁船登録番号	船名	形状又は特徴				数量	船舶が放置されている場所
			材質	船長	総トン数	色		
船舶	TT3-8229	前行丸	FRP（繊維強化プラスチック）	10.8メートル	4.97トン	白	1隻	米子市灘町一丁目136地先水面

- 2 1の期限内に撤去されない場合は、港湾管理者である鳥取県知事が当該船舶を撤去し、当該撤去に係る費用は、港湾法第56条の4第8項の規定により、撤去しなかった者の負担とする。

鳥取県告示第676号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年11月21日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年10月2日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人B・F・Oじげ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
原田 広太郎
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市青谷町青谷3853-8
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取市民が、老若男女を問わず、健康で文化的な生活をおくることのできる町づくりに関する事業を行い、もって人々が心身共に豊に、暮らせる社会実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
役員の職務

鳥取県告示第677号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年11月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年10月2日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取ダルク
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
千坂 雅浩
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
岩美郡岩美町大字牧谷645-4
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、薬物依存症をはじめとする依存症を抱える方、また、これに類する症状の方、及び、その家族に対して回復を支援し、薬物等の乱用予防に対する普及啓発、及び相談援助活動に関する事業を行い、広く健全な社会生活と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 総会の議決及び議事録
 - (2) 資産及び会計の事業報告及び決算
 - (3) 定款の変更

鳥取県告示第678号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月2日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
ひばり総合福祉株式会社	ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	平成24年9月12日	平成24年9月30日	訪問介護

鳥取県告示第679号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月2日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
ひばり総合福祉株式会社	ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	平成24年9月12日	平成24年9月30日	介護予防訪問介護
いなばタクシー株式会社	いなばタクシー株式会社福祉部指定訪問介護事業所	鳥取市河原町谷一木1033-1	平成24年9月21日	平成24年10月21日	〃

鳥取県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人勝谷土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成24年10月2日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

就任した清算人の氏名及び住所

高 田 稔 長 鳥取市鹿野町岡木57
 田 中 瑞 穂 鳥取市鹿野町岡木521
 徳 岡 義 則 鳥取市鹿野町岡木45
 井 上 至 孝 鳥取市鹿野町中園33

渡 邊 勝 鳥取市鹿野町岡木498
木 下 和 彦 鳥取市鹿野町岡木108
山 根 公 徳 鳥取市鹿野町岡木44
国 森 栄 一 鳥取市鹿野町乙亥正242- 1
渡 辺 正 義 鳥取市鹿野町中園172
恩 田 豊 鳥取市鹿野町岡木126
山 下 正 徳 鳥取市鹿野町岡木114
田 中 博 鳥取市鹿野町乙亥正369

平成24年 8 月 28 日 就任 任期 清算終了まで

鳥取県告示第681号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年11月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年10月2日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サークル
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
吉持 秀紀
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市大谷町350- 3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域の障害を持つ方に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第682号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年11月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年10月2日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大西 喜久子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市河崎1744-28

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、消費者に対して、消費生活に関する相談・苦情処理、消費者への情報提供・啓発に関する事業を行い、消費者の権利の確立及び自立を支援することにより、消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

(1) 役員の職務

(2) 総会の権能、議決、表決権等及び議事録

(3) 理事会の表決権等

(4) 資産の構成、事業計画及び予算、暫定予算及び定款の変更

鳥取県告示第683号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月2日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行って いた事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 あしーど	米子市道笑 町二丁目 126	ワークセンターあい える	米子市旗ヶ崎七丁目1 -3	就労移行支 援、就労継続 支援B型	平成24年9月 30日
社会福祉法人 日野町社会福 祉協議会	日野郡日野 町黒坂1247 -1	グループホームかが みやま荘	日野郡日野町黒坂1274	共同生活援助	〃